

第27回静岡県障害者スポーツ大会「わかふじスポーツ大会」実施要綱

- 1 目的
障害者スポーツの振興を図るとともに、障害のある人に対する社会の理解と認識を深め、障害のある人の自立と社会参加の促進に寄与することを目的とする。
- 2 名称
第27回静岡県障害者スポーツ大会「わかふじスポーツ大会」とする。
- 3 主催
静岡県、静岡市、浜松市、(公財)静岡県障害者スポーツ協会、(福)静岡県身体障害者福祉会、静岡県知的障害者福祉協会、静岡県手をつなぐ育成会、(特)静岡県作業所連合会・わ、静岡県精神保健福祉協会、(公社)静岡県精神保健福祉会連合会
- 4 主管
第27回静岡県障害者スポーツ大会「わかふじスポーツ大会」実行委員会、各競技団体
- 5 協力
静岡県障害者スポーツ指導者協議会、(公社)静岡県理学療法士会、(公財)ヤマハ発動機スポーツ振興財団、ボランティア各学校・団体
- 6 協賛
ASTI株式会社、イデシヨー株式会社、株式会社伊藤製作所、ウォーターワークス株式会社、金田工業株式会社、木内建設株式会社、株式会社コヤマ・ミライエ、株式会社静岡銀行、駿河工業株式会社、生活協同組合ユーコープ、株式会社トミヤコーヒー、トヨタL&F静岡株式会社、株式会社ドリームビレッジホールディングス、日興電気通信株式会社、日本プラスチック株式会社、ネッツトヨタ静岡株式会社、株式会社フジ環境サービス、株式会社ホンダカーズ浜松、丸両自動車運送株式会社、株式会社ユニバンス、ライオンズクラブ国際協会 334-C 1R2Z
- 7 後援
(公財)静岡県スポーツ協会、静岡県教育委員会、静岡市教育委員会、浜松市教育委員会、静岡県市長会、静岡県町村会、(福)静岡県社会福祉協議会、静岡県特別支援学校体育連盟、朝日新聞静岡総局、産経新聞社静岡支局、静岡新聞社・静岡放送、中日新聞東海本社、毎日新聞静岡支局、読売新聞静岡支局、NHK静岡放送局、テレビ静岡、静岡朝日テレビ、静岡第一テレビ、K-MIX、ふじのくにパラスポーツ推進コンソーシアム
- 8 参加資格
大会に参加できる選手は、次の各号に該当する者とする。ただし、主催者が特に必要と認めた場合は、この限りではない。
 - (1) 年齢は毎年4月1日現在で12歳以上とする。
 - (2) 資格要件は次のとおりとする。
 - ア 身体障害者は、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者。低身長に関する参加要件は、医師による疾病の証明書(診断書含む)か疾病が確認できる医療受給者証の交付を受けた者。
 - イ 知的障害者は、厚生事務次官通知(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)による療育手帳の交付を受けた者。あるいは、その取得の対象に準ずる障害のある者。
 - ウ 精神障害者は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年5月1日法律第123号)第45条の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者。あるいは、その取得の対象に準ずる障害のある者。
 - (3) 静岡県内に現住所を有する者。または、静岡県内に現住所を有する施設等に入所、通所あるいは通学している者。

(4) 大会出場に際して、特に健康上問題のない者。

内部障害者は、競技への参加にあたり、健康上支障がない旨を医師の診断書又は、本人の健康状態を知る第三者(家族等)の意見書を添付する。

内部障害のみの場合は、陸上競技・水泳・アーチェリー・卓球・フライングディスク・ボウリング・車いすダンス・ボッチャの8競技に出場できる。

9 実施競技、大会期日及び会場(案)

開催日時	競技区分	競技名(対象の障害)	会場
9月21日(月祝)		総合開会式	高田市ローズアリーナ
	個人	卓球(身体・知的・精神)	
10月4日(日)	個人	アーチェリー(身体・知的・精神)	小笠山総合運動公園 多目的運動広場
	団体	ソフトボール(知的)	小笠山総合運動公園 グラウンド
	団体	フットソフトボール(知的)	小笠山総合運動公園 グラウンド
	団体	バレーボール(身体・知的・精神)	静岡市北部体育館
10月17日(土)	団体	バスケットボール(知的)	エコパアリーナ
	団体	車いすバスケットボール(身体)	
	団体	車いすツインバスケットボール(身体)	
	団体	電動車椅子サッカー(身体)	エコパサブアリーナ
11月8日(日)	個人	陸上競技(身体・知的・精神)	草薙総合運動場 陸上競技場
11月15日(日)	個人	水泳(身体・知的・精神)	調整中
11月22日(日)	個人	フライングディスク(身体・知的・精神)	草薙総合運動場 陸上競技場
12月6日(日)	個人	ボウリング(身体・知的・精神)	ヤングランドボウル
12月20日(日)	団体	ブラインドベースボール(身体)	小笠山総合運動公園 グラウンド
	団体	サッカー(知的)	小笠山総合運動公園 人工芝グラウンド他
2月23日(火祝)	団体	ボッチャ(身体・知的・精神)	静岡市中央体育館

※令和8年度(第27回大会)につきまして、車いすダンス競技は開催しません。

10 競技規則

別途、競技別に定める。

11 競技種目及び障害区分

<別表I>及び<別表II>のとおりとする。

12 参加制限

(1) 選手1人につき、同一日以外の複数の個人競技及び団体競技に出場することができる。

(2) 陸上競技、フライングディスク及び水泳は1人2種目まで出場できる。

このうち、陸上競技は午前・午後、各1種目ずつの出場とするが、走競技で出場人数の多い種目については、制限をかける場合もある。

また、水泳競技の200mフリーリレー及び200mメドレーリレーは1種目に数えない。

(3) 陸上競技で800mと1500m走に申し込みできる者は、次の記録を破った者のみとする。

800m走	男子	5分00秒以内	女子	6分00秒以内
1500m走	男子	8分00秒以内	女子	10分00秒以内

13 申込方法

別途定める『第27回静岡県障害者スポーツ大会「わかふじスポーツ大会」参加申込要領』による。

14 表彰

- (1) 個人競技は、各組単位に1位から3位までの選手にメダルを授与する。ただし、競技組数等が決定した時点で、参加者が3人以下の組は1位のみメダルを授与、参加者が4人以上の組は1位、2位、3位にメダルを授与する。また、陸上・水泳はリレーに出場した選手のみメダルを授与する。
- (2) 団体競技は、優勝チームに賞状とメダルを授与する。ただし、4チーム以上の参加があった場合は、各競技役員の申し合わせにより決定したチームに賞状を授与する。

15 参加費

参加費は無料。ただし、ボウリング競技のみ、ゲーム代として一人1,000円を当日の受付で徴収するとともに、靴の借用料は参加者の負担とする。また、選手の参加に要する旅費等は、参加者自身で負担する。

16 健康・安全管理

- (1) 参加選手及び役員の健康・安全管理については、参加する個人及び団体において十分配慮する。
- (2) 主催者は、大会時において、参加選手に対する傷害保険の加入と参加者に対する応急の処置のみ行う。

17 全国大会派遣選手の選考

本大会の個人競技の記録は、第26回全国障害者スポーツ大会（令和9年10月23日～25日・宮崎県）に出場する選手選考の基準とする。

18 その他

- (1) 障害者スポーツの普及啓発のため、報道機関等による広報を行う場合や競技結果他を新聞等へ掲載する場合がありますので御了解願います。
- (2) 本大会で申し込みの際に提出された個人情報については、本大会の事務処理のみに使用し、それ以外の目的のために使用することは一切ありません。
- (3) 各競技毎、申込締切後の参加人数等の状況により、日程や会場の変更または実施内容を調整する場合があります。
- (4) 荒天の場合や感染症等の状況により、競技が中止になることがあります。

この要綱に定めるもののほか、大会の実施に関し必要な事項は別に定める。

《別表 I》

静岡県障害者スポーツ大会「わかふじスポーツ大会」競技・種目表

1 陸上競技

(年齢は令和8年4月1日現在を基準)

競技は、男女別・年齢区分別に実施する。

身体・知的・精神 ◎1部(19歳以下)・2部(20-39歳以下)・3部(40-59歳以下)・4部(60歳以上)

△年齢区分なし

障害区分	肢 1						肢 2				肢 3						肢4	視	聴	知	内	精		
	上肢・下肢・体幹						脳原性麻痺以外車いす				脳原性麻痺者						電動							
種目	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
50m	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎				◎	◎	◎		◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
100m	◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			◎		◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎		◎
200m								◎	◎	◎			◎		◎	◎		◎	◎	◎		◎		◎
400m																						◎		◎
800m								◎	◎	◎			◎					◎	◎	◎		◎		◎
1500m		◎						◎	◎				◎		◎	◎		◎	◎	◎		◎	◎	◎
スラローム							◎	◎			◎	◎	◎				◎							
走高跳	◎																		◎	◎		◎		◎
立幅跳	◎	◎	◎	◎	◎	◎									◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
走幅跳	◎	◎		◎	◎										◎	◎		◎	◎	◎		◎	◎	◎
砲丸投		◎	◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎		◎
ソフトボール投		◎	◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
ジャベリックスロー		◎	◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
ピンバック投							◎				◎						◎							

※ 区分24は全国障害者スポーツ大会では実施されないため、全国大会派遣選手選考の基準としない。

※ 50m走はすべてスタンディングスタートとし、スターティングブロックは使用しない。

※ 障害区分18の50m走は、音源走だけでなく伴走者も出場でき、申し込みの際に伴走か音源走を選ぶ。

※ 100m以上の競走競技に出場する車いす選手は、ヘルメットを着用しなければならない。着用していない場合は出場できない。

※ 走幅跳に出場する選手は、申込時に1mもしくは2mどちらの踏切板を使うか参加申込書に記入する。(視覚障害の走幅跳の踏切板の長さは1mとする。)

※ 障害区分18は光を通さないアイマスクを装着しなければならない。(アイシェード可)

※ 視覚障がい者の競走競技で伴走者ありの場合は、必ず紐等をもつこととする。なお、紐は非伸縮性で50cm以内のものとする。

2 水泳

男女別、年齢区分別に実施する(リレー種目以外)。

身体・知的・精神 ◎1部(19歳以下)・2部(20-39歳以下)・3部(40-59歳以下)・4部(60歳以上)

障害区分	種目	肢 1						肢 2				肢 3						肢4	視	聴	知	内	精	
		上肢・下肢・体幹						脳原性麻痺以外車いす				脳原性麻痺者						浮具						
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
自由形	25m	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	50m	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
背泳ぎ	25m	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	50m	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
平泳ぎ	25m	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	50m	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
バタフライ	25m	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	50m	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
フリーリレー	200m	◎(内部障害も身体障害の枠としてエントリー可能)																				◎	◎	◎
メドレーリレー	200m	◎(内部障害も身体障害の枠としてエントリー可能)																				◎	◎	◎

※ 障害区分22,23は、全国障害者スポーツ大会では実施しない。

※ フリーリレー、メドレーリレーは男女別に行い、年齢区分はしない。障害区分19の選手はチームに一人までとする。

※ 障害区分17の競技者が装着する光を通さないゴーグルは、招集所において競技役員が確認する。

確認後はそのゴーグルを競技開始から競技終了まで外してはならない。

- 3 アーチェリー(別表Ⅱを参照)
各障害区分別、男女別、年齢別に50m・30mラウンド及び30mラウンド、18mラウンド、7mラウンド(初心者と視覚障害者のみ)を実施する。
リカーブ部門では、年齢区分を撤廃する。
- 4 卓球(別表Ⅱを参照)
 - (1)各障害区分別、男女別、年齢別を実施する。
 - (2)視覚障害者の「アイマスクまたは、アイシェードあり」の区分の者は、男女別でサウンドテーブルテニス、「アイマスクまたは、アイシェードなし」の区分の者は男女別に一般卓球を選択し、実施する。
- 5 ボウリング(別表Ⅱを参照)
各障害区分別、男女別、年齢別を実施する。
- 6 フライングディスク(別表Ⅱを参照)
 - (1)アキュラシーは、全障害男女同一区分で実施する。
 - (2)ディスタンスは、全障害を座位、立位に分け、男女別を実施する。
- 7 車いすダンス(別表Ⅱを参照)
一組(2人)中、1人は身体障害者、知的障害者、内部障害者又は精神障害者。
- 8 車いすバスケットボール
車いす使用者で、全国障害者スポーツ大会競技規則第8部第3条の規定に該当する者等。
- 9 車いすツインバスケットボール
四肢麻痺の重度障害者
- 10 バスケットボール
知的障害者
- 11 ブラインドベースボール
視覚障害者
- 12 ソフトボール
知的障害者及び精神障害者。
- 13 フットソフトボール
知的障害者
- 14 バレーボール
聴覚障害者は男女別、知的障害者は男子・女子・混成で実施し、精神障害者は男女混合で実施する。
- 15 サッカー
知的障害者
- 16 電動車椅子サッカー
身体障害者手帳保持者。12歳以上電動車椅子使用可能者。
- 17 ボッチャ
1チーム3人、男女混合で実施する。

静岡県障害者スポーツ大会「わかふじスポーツ大会」個人競技障害区分表

《別表 II》

区分番号	陸上競技	区分番号	水泳	区分番号	卓球	区分番号	アーチェリー	区分番号	ボウリング	区分番号	フライングディスク	区分番号	車いすダンス
1	上肢・下肢 切断・機能障害	1	両前腕切断または、片前腕および片上肢切断 両上肢不完全 両上腕切断または、両上肢完全	1	片上肢障害	3	上肢障害	1	上肢障害	1	座位	1	クラス1 (上肢障害を伴う車いす使用者)
		2	片前腕切断または、片上肢不完全 片上腕切断または、片上肢完全	2	両上肢障害	4	両上肢障害(いす、車いす使用を含む)	2	下肢障害				
		3	両大腿切断または、両下肢完全 片大腿切断または、片下肢不完全	3	片下肢切断または、片下肢不完全	5	両大腿切断または、両下肢完全	3	上下肢障害				
		4	片大腿切断または、片下肢完全	4	片上腕切断または、片上肢完全 片前腕切断または、片上肢不完全 片大腿切断または、片上肢不完全	6	体幹	4	体幹				
		5	片下肢切断または、片下肢不完全 両下肢切断または、両下肢完全	5	片前腕切断または、片上肢不完全 片大腿切断または、片上肢不完全 片下肢切断または、片下肢不完全	7	頸髄損傷	5	頸髄まで残存				
		6	体幹または低身長	6	両前腕切断または、両下肢完全 片大腿切断または、片下肢不完全	8	下肢麻痺で座位バランスなし	2	その他の車いす				
		7	頸髄損傷	7	片上腕切断または、片上肢完全 片前腕切断または、片上肢不完全 片大腿切断または、片上肢不完全	9	下肢麻痺で座位バランスあり	10	車いす使用				
		8	頸髄損傷	8	片上腕切断または、片上肢完全 片前腕切断または、片上肢不完全 片大腿切断または、片上肢不完全	10	両腕(両手)で車いす使用	11	杖または、松葉杖使用				
		9	頸髄損傷	9	片上腕切断または、片上肢完全 片前腕切断または、片上肢不完全 片大腿切断または、片上肢不完全	11	著しい不随意運動を伴うもの	12	杖または、松葉杖使用				
		10	頸髄損傷	10	片上腕切断または、片上肢完全 片前腕切断または、片上肢不完全 片大腿切断または、片上肢不完全	12	片側障害で片上肢機能全廃 ※片側の下肢のみで泳ぐもの	13	上肢に不随意運動あり				
2	脳原性麻痺以外の 車いす常用、使用	1	頸髄損傷	13	片側障害※両上肢を使って泳ぐもの	14	片側障害	6	脳原性麻痺	2	立位 内部障害含	2	クラス2 (その他の障害者)
		2	頸髄損傷	14	その他の	15	浮具使用	7	視覚障害				
		3	頸髄損傷	15	その他の	16	視力の0から0.01まで	8	聴覚障害				
		4	頸髄損傷	16	その他の	17	その他の視覚障害	9	知的障害				
		5	頸髄損傷	17	その他の	18	聴覚障害	10	知的障害				
		6	頸髄損傷	18	その他の	19	聴覚障害	11	精神障害				
		7	頸髄損傷	19	その他の	20	ダウン症	12	精神障害				
		8	頸髄損傷	20	その他の	21	その他の知的障害	13	精神障害				
		9	頸髄損傷	21	その他の	22	ほうこう又は直腸機能障害	14	精神障害				
		10	頸髄損傷	22	その他の	23	精神障害	15	精神障害				
3	脳原性麻痺	1	頸髄損傷	23	精神障害	16	精神障害	16	精神障害	3	脳原性麻痺	6	脳原性麻痺
		2	頸髄損傷	24	精神障害	17	視力の0から0.01まで	17	視覚障害				
		3	頸髄損傷	25	その他の	18	その他の視覚障害	18	聴覚障害				
		4	頸髄損傷	26	その他の	19	聴覚障害	19	知的障害				
		5	頸髄損傷	27	その他の	20	ダウン症	20	知的障害				
		6	頸髄損傷	28	その他の	21	その他の知的障害	21	内部障害				
		7	頸髄損傷	29	その他の	22	ほうこう又は直腸機能障害	22	精神障害				
		8	頸髄損傷	30	その他の	23	精神障害	23	精神障害				
		9	頸髄損傷	31	その他の	24	精神障害	24	精神障害				
		10	頸髄損傷	32	その他の	25	精神障害	25	精神障害				
4	感覚・平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしてよく機能障害	1	頸髄損傷	26	精神障害	17	視力の0から0.01まで	17	視覚障害	4	視覚障害	7	視覚障害
		2	頸髄損傷	27	その他の	18	その他の視覚障害	18	聴覚障害				
		3	頸髄損傷	28	その他の	19	聴覚障害	19	知的障害				
		4	頸髄損傷	29	その他の	20	ダウン症	20	知的障害				
		5	頸髄損傷	30	その他の	21	その他の知的障害	21	内部障害				
		6	頸髄損傷	31	その他の	22	ほうこう又は直腸機能障害	22	精神障害				
		7	頸髄損傷	32	その他の	23	精神障害	23	精神障害				
		8	頸髄損傷	33	その他の	24	精神障害	24	精神障害				
		9	頸髄損傷	34	その他の	25	精神障害	25	精神障害				
		10	頸髄損傷	35	その他の	26	精神障害	26	精神障害				

※障害区分の用語解説は次面のとおりです。判定等に御利用下さい。

<障害区分の説明>

- 1 完全とは、上肢または下肢の3大関節(肩・肘・手関節または股・膝・足関節)のすべてに機能障害のあるものをいう。下肢の場合は長下肢装具なしでは体重を支えきれないもの。
- 2 不完全とは、上肢または下肢の3大関節(肩・肘・手関節または、股・膝・足関節)のうち、1または2関節に機能障害があるもの。
- 3 体幹とは、頸部・腰部・腹部のみに変形があるもの。(脊椎カリエス等)
※四肢の機能障害を伴う場合は体幹の機能障害があってもこの区分には該当しない。
- 4 関節離断は、上位の部位の切断として扱う。肘関節の離断は上腕切断となる。
- 5 肢体不自由の7級が重複して6級に認定されている場合には、片側の障害として区分する。
- 6 多肢切断や両上肢障害など、複数の部位の切断や機能障害の場合には、3肢以上や両下肢が6級以上の認定を受けていなければならない。
- 7 座位バランスの判定は、「へそ」の位置での知覚レベルの有無が一つの判断基準になる。
- 8 肢体不自由者(2)で、頸髄や脊髄損傷以外のものは、筋力評価等によって適用する区分に入れる。
- 9 脳原性麻痺とは、脳性麻痺、脳血管疾患や脳外傷などによる脳に原因する機能障害である。
- 10 視力は、良い方の視力で判定する。
- 11 競技上の注意
 - (1)身体障害が重複している場合でも、同一の大会では、同じ障害区分で参加すること。
 - (2)上腕切断者が前腕切断で参加するように、より軽度の区分での参加は認めない。
 - (3)両下肢完全の者が、補装具をつけて立位でソフトボールを投げ、卓球競技のときだけ車椅子を使用するなどは認められる(申込書に明記すること)。
 - (4)陸上競技の走競技で、障害区分が11(けって移動)の場合、
下記の2つの区分に分けられるので、申込の際に必ず明記すること。
競技中に使用する補装具(車いす)の欄の 9 下肢のみで駆動(前向) 10 下肢のみで駆動(後向)
- 12 車いすダンスの競技区分で、クラス1は、上肢に障害を伴う車いす使用者及び四肢麻痺で電動車椅子使用者、クラス2は、下肢障害のみで車いす使用者、知的障害者及び精神障害者。
- 13 精神障害者は、陸上・水泳・アーチェリー・卓球・ボウリング・フライングディスク・車いすダンス・バレーボール・ボッチャの9競技に出場できる。

(注) 下線部について、障害区分が複雑なので申込みの際には十分注意して下さい。

障害区分の用語解説

肢体不自由1

障害区分名	解説	該当する競技
手部切断	片側および両側の手部切断	共通
片前腕切断	手関節の離断を含む片側の前腕の切断者	〃
片上腕切断	肘関節の離断を含む片側の上腕の切断者	〃
両前腕切断	両側手関節離断を含む両側の前腕の切断者	〃
両上腕切断	両上腕の切断者	〃
片前腕および片上腕切断	片前腕の切断及び片上腕の切断者	〃
片上肢不完全	片側の肩・肘・手関節のうちまたは二関節に機能障害がある者	〃
片上肢完全	片側の肩・肘・手関節のうちすべてに機能障害がある者	〃
両上肢不完全	両側の肩・肘・手関節のうちまたは二関節に機能障害がある者	〃
両上肢完全	両側の肩・肘・手関節のうちすべてに機能障害がある者	〃
片下腿切断	片足部の切断を含む片下腿の切断者	〃
片大腿切断	膝関節の離断を含む片大腿の切断者	〃
両下腿切断	両側の下腿の切断者	〃
両大腿切断	両側の大腿の切断者	〃
片下腿および片大腿切断	片下腿の切断および片大腿の切断者	〃
片下肢不完全	片側の股・膝・足関節のうちまたは二関節に機能障害がある者	〃
片下肢完全	片側の股・膝・足関節のうちすべてに機能障害がある者	〃
両下肢不完全	両側の股・膝・足関節のうちまたは二関節に機能障害がある者	〃
両下肢完全	両側の股・膝・足関節のすべてに機能障害がある者	〃
片上肢切断および片下肢切断	片上肢切断及び片下肢の切断者	〃
多肢切断	3肢以上の切断者	〃
片上肢不完全および片下肢不完全	片上肢不完全及び片下肢不完全の者	〃
片上肢完全および片下肢完全	片上肢完全及び片下肢完全の者	〃
体幹	頸部・胸部・腹部及び腰部(脊柱)のみに変形がある者。(脊柱カリエス等による体幹の障害が該当する。四肢の機能障害を伴う場合は体幹の障害があってもこの区分には該当しない。)	〃
体幹または低身長	低身長の基準は、疾病であることを前提に男性145cm以下、女性137cm以下	陸上・水泳

肢体不自由2(脊髄損傷等・脳原性麻痺以外で車いす使用者)

第6頸髄まで残存	肩関節周囲の筋力はほぼ正常な四肢麻痺者(肘関節の屈曲と手関節の背屈は正常)	陸上
第7頸髄まで残存	肩関節周囲と肘関節周囲の筋力はほぼ正常な四肢麻痺者(肩関節の屈曲と肘関節、手関節の背屈と掌屈が正常だが、物がにぎれない)	共通
第8頸髄まで残存	肩関節周囲と肘関節周囲と手関節周囲の筋力はほぼ正常で指の曲げ伸ばしも可能な四肢麻痺者(把持能力はあるが、指を強く開いたり閉じたりできない)	〃
下肢麻痺で座位バランスなし 下肢麻痺で座位バランスあり	「座位バランス」の判定は、「へそ」の位置の知覚レベルの有無が一つの判断基準となり、背もたれのない座位の状態で両手の支えなく座ることができる場合は「座位バランス」ありと判断する	〃
その他の車いす	脳原性麻痺や脊髄麻痺以外の車いす使用者(例:両下肢切断のため車いすを使用し競技するもの)	陸上

肢体不自由者3(脳原性麻痺【脳性麻痺・脳血管疾患・脳外傷等】)

四肢麻痺で車いす使用	四肢に著しい可動域制限や協調運動障害がある者で両上肢駆動による車いす使用者	陸上
けって移動	両上肢の障害が重度のための両下肢または片下肢で車いすを駆動させるもの	〃
上下肢で車いす使用	日常生活において片側の upper limb と下肢で車いすを操作する者。	〃
上肢で車いす使用	上肢で車いす使用(軽度の upper limb の麻痺があっても車いす駆動が可能な場合はこの区分に該当する)	〃
その他走不能	杖や下肢装具の使用の有無に関わらず、走ることをできない者	〃
上肢に不随意運動を伴う走可能	目的動作に障害のある上肢協調障害があるが、走ることが可能な者	〃
その他走可能	「上肢に不随意運動を伴う走可能」に該当しない走可能な者すべてがこの区分に該当する	共通
電動車いす常用	原則として四肢体幹機能障害等により日常的に電動車椅子を使用している者	陸上
四肢麻痺(車いす常用)	四肢に著しい可動域制限や協調運動障害がある者で上肢駆動による車いす使用者	水泳
上肢に著しい不随意運動を伴う走不能	意図的な動作に障害がある等の upper limb の協調運動障害があり、走ることが不可能な者	〃
両下肢麻痺	両下肢に著しい可動域制限や麻痺等の障害がある者(車いすや杖、松葉杖などを使用していることが多い)	〃
上肢に軽度の不随意運動を伴う走不能	上肢の協調性運動障害が軽度な者で、走ることが可能な者。	〃
片側障害で片上肢機能全廃	片側障害で患側上肢でもストローク動作ができない者。	〃
その他の片側障害で走不能	片側障害で患側上肢でストローク動作が可能だが、走ることが不可能な者	〃
その他	上肢の協調運動障害が軽度で走ることが可能な者や、片側障害で走可能な者等、他の区分(区分17~20)に該当しない者	〃
浮具使用	重度の四肢体幹障害をもつもの(筋ジストロフィーなど)で、浮具を使用する者	〃
車いす使用	車いすを使用して競技をするすべての脳原性麻痺者	卓球
杖または松葉杖使用	杖や松葉杖を使用して競技する者。	〃
上肢に不随意運動あり	意図的な動作に障害がある等の upper limb の協調運動障害がある者	〃
上肢に不随意運動なし	上肢の協調運動障害のない立位者	〃
片側障害	片側の上下肢に可動域制限や麻痺等の障害があるが、杖や松葉杖等を使用して競技をしない者	〃

視覚障害

視力0から0.01まで	視力は良い方の視力で判定する。 矯正後の良い方の視力0.02以上の場合、視野障害の有無に関わらず、その他の視覚障害へ区分される。	共通
その他の視覚障害		
アイマスクまたは、アイシェードあり	視力・視野の程度に関わらず、アイマスクの有無で出場競技を分ける。	卓球
アイマスクまたは、アイシェードなし		

内部障害

ぼうこう又は直腸機能障害	脊髄損傷等で合併した直腸・ぼうこう機能障害者は含まない。	共通
--------------	------------------------------	----

知的障害

ダウン症	タイプを問わない。	陸上・水泳
その他の知的障害	ダウン症以外の知的障害者。	